

令和元年度日教弘島根支部教育研究助成事業（へき地学校教育支援）募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

1 助成の趣旨

公益財団法人日本教育公務員弘済会は、平成 29 年度から 5 年間、交通条件や文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する学校の教育内容充実に寄与貢献するための教育振興事業として、全国のへき地等級 2～5 級の学校を対象に「へき地学校教育支援事業」を実施している。

これに合わせ、公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部（以下「本支部」という。）は、本部の助成対象校を拡大し、国指定のすべての学校を対象として、平成 29 年度から 3 年間、へき地学校に対する教育支援を行う。

2 募集の対象等

(1) 募集対象

「へき地教育振興法」に基づいた指定学校（国指定：3 級地、2 級地、1 級地、へき準、特地）

(2) 対象事業例

- ① へき地学校がもつ課題等に対して研究・活動を行う事業
例：少人数・小規模学校における効果的な授業方法の研究実践等
- ② へき地学校の課題を解決するために備品・教材を購入し教育環境を整備する事業
例：ICT 教材の購入・活用、体育用品の購入・活用・使用提供等
- ③ 地域や保護者、近隣の学校及び各教育団体等と連携し、子どもたちの資質を高めることを目的とする事業
例：合同研究発表会、合同運動会、合同音楽会、合同学習発表会等

(3) 助成の対象とならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性が大きいもの
- ② 他の機関からの委託・要請等によるもの
- ③ 実質的に完了しているもの

3 助成の内容等

(1) 助成額等

- ① 助成額・助成対象校数（ただし、助成対象校は、3 年間の内 1 回限りとする。）
総額 90 万円とし、下表のとおり助成する。

	1 校当たりの助成額	助成対象校数	助成金総額
国指定 2 級地～3 級地	80,000 円	5 校	400,000 円
国指定 1 級地、へき準、特地	50,000 円	10 校	500,000 円

(2) 助成の対象外費用

- ア 人件費（ただし、外部講師の交通費、謝礼は可）
- イ 汎用性のある機器（例：パソコン、OA ソフト、複写機、タブレット端末等）の購入費
- ウ 学校の一般管理費（研究とは関係ない通常経費、公共料金の支払い等）
- エ 交通費等（研究会参加費用、懇親会の飲食費等）

(2) 助成対象校の義務等

- ① 助成対象校は、対象事業の実施に当たり、本支部の助成を受けていることを公表すること。
- ② 助成対象校は、結果等に関して本支部に教育研究助成事業（へき地学校教育支援）成果報告書（様

式2)を原則として事業終了後30日以内に提出すること。その際、作成した資料等があれば添付すること。また、提出された報告書等(写真等を含む)は、本支部が公表できるものとする。

4 選考方法

(1) 選考手続き

- ① 本支部は、設置する選考委員会の選考結果に基づき、幹事会において助成対象校及び助成額を決定し、その結果を文書で各申請校に通知し、本支部会報・ホームページ等で公表する。
- ② 採否の理由については、回答しない。

(2) 選考基準

- ① 事業の適正性 本事業の助成の趣旨と合致しているか。
- ② 事業の計画性 計画が十分に検討されているか。
- ③ 事業の必要性 へき地学校の課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の公益性・社会性 継続的な活動により、学校の教育活動や地域・保護者に対して有益であるか。

5 申請手続き

(1) 申請方法

教育研究助成事業(へき地学校教育支援)申請書(様式1)(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、本支部に持参又は郵送する。なお、E-mailでの受付はしない。

(2) 送付書類

- ① 申請書(様式1)の原本及びコピー 各1部
- ② 補足資料(様式3)の原本及びコピー 各1部
- ③ その他、参考資料
- ④ 返信用封筒(通知等の送付先住所・氏名を記入したもの。切手は不要。) 角2号 2部

(3) 受付期間

令和元年6月10日から7月20日までとする。郵送の場合は、当日消印有効

(4) 申請用紙請求先及び申請書類送付先

〒690-0887 島根県松江市殿町33番地
公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部
電話 0852-24-1059 FAX 0852-31-6089

(5) 個人情報の取扱い

- ① 申請書記入の個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用する。
- ② 助成が決定した場合には、申請書記載の内容及び助成額を公表する。

6 助成金の給付

(1) 助成対象校の申請者に銀行振込依頼書(様式5)を送付するので、助成金を振り込む口座を指定し、本支部に返送する。これを受けて、本支部は指定の口座に送金し、受領書(様式6)用紙を送付する。

(2) 受領書の返送

受領書用紙の送付を受けた申請者は、速やかに送金を受けたことを確認し、この受領書を本支部に返送する。

7 成果報告

助成金の給付を受けた学校は、助成金給付の対象となった事業が終了したとき、教育文化事業(へき地学校教育支援)成果報告書(様式2)により速やかにその結果を本支部長に報告するものとする。